

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第1節 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

体系

- 1 コミュニティ活動の充実
 - (1) コミュニティ意識の醸成
 - (2) コミュニティ活動の促進
 - (3) 情報交流の促進
- 2 コミュニティ施設の充実
 - (1) コミュニティ施設の整備と運営
 - (2) コミュニティ関連施設のネットワーク化
- 3 コミュニティとの協働の推進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などが、地域社会における住民間のかかわりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしてきました。しかしその一方で、先の阪神・淡路大震災でのボランティアの活躍にみられるように、人権や福祉、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野で、市民自らが、課題解決のために考え、行動する新たな取組も広がってきています。
- 2 本市においても、これまでの暮らしや学習、文化、スポーツにかかわる市民の諸活動に加えて、こうした課題の解決に向けて、市民の自発的で主体的な活動が展開されるようになっていきます。また、地域経済の振興とも関連して、事業者による地域のまちづくりへの取組も行われるようになっていきます。これらの諸活動は住民相互の連帯感やつながりを再生し、さらに地域のさまざまな課題を自らが解決していこうとするコミュニティを形成する新たな原動力となってきています。
- 3 まちづくりの主体は市民です。そしてまちづくりの基盤となるのがコミュニティです。市民のさまざまな活動が地域コミュニティや地域づくりと結びつくことにより、自立したまちづくりが可能となります。

次代を担う若い世代や、団塊の世代など、多くの市民の参加と協力により、自治会活動やボランティア、NPOなどの自主的な活動がさらに発展し、豊かな地域コミュニティの形成に寄与するよう支援する必要があります。

- 4 本市は、これまでにコミュニティセンターを2館建設し、地域住民によるコミュニティ協議会の運営により、コミュニティの形成と、市民自らの多様な地域活動の拠点としての取組を行ってきました。また、市民センターなど広範な市民が利用する広域施設と、地域に密着した近隣施設の両面にわたってコミュニティ施設の整備に努めてきました。今後は、施設への交通の利便性等も考慮し、既存施設の活用等も含めて、活動の場と情報の拠点の充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 コミュニティの振興を図るため、コミュニティ意識の醸成を促す施策を推進するとともに、市民のコミュニティ活動に対し、自主性を尊重しながら支援に努めます。
- 2 コミュニティ施設を既存施設の配置状況を基に、計画的、効率的に整備します。
また、コミュニティ活動との連携が図られるよう運営への市民参画を図るとともに、効果的な利用が進められるようコミュニティ関連施設のネットワーク化、多目的化を図ります。
- 3 豊かなコミュニティの形成を促進し、市民、事業者、行政の協働を進めます。

計画

- 1 コミュニティ活動の充実
 - (1) コミュニティ意識の醸成
暮らしや文化に関する活動や学習活動などの実態の把握に努めるとともに、それらの活動の場を

活用し、コミュニティ意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

自治会やボランティア団体等をはじめ、コミュニティ活動を進める団体に対し、自主性を尊重し支援します。また、地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。

さらに、地域を住みやすくするための自主的な活動に対して、情報の提供や学習の場の提供などの支援を行います。また、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう支援します。

(3) 情報交流の促進

活動団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進するとともに、コミュニティ活動に関する情報紙の発行を行うなど、情報の交流を促進します。

2 コミュニティ施設の充実

(1) コミュニティ施設の整備と運営

地域別の施設の配置状況を勘案し、広範な市民が集える広域施設が必要とされる地域での施設整備を進めます。あわせて、これらの広域施設について、コミュニティの振興に向けて地域活動、地域情報の拠点としての施設のあり方を検討します。

また、施設の効果的な利用に向けて運営の工夫を図るとともに、学校施設の地域開放など施設の多目的化を図り、地域ニーズに的確に対応できるようコミュニティ活動と連携した施設運営を図ります。

(2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

地域における集会施設、福祉施設、文化・学習施設などを含めた幅広いコミュニティ関連施設の相互の連携を密にし、コミュニティ施設及びコミュニティ関連施設のネットワーク化を図ります。

3 コミュニティとの協働の推進

豊かなコミュニティの形成を促進し、日常生活にかかわる福祉や環境などの課題に対し、コミュニティと行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながから、協働して取り組みます。

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第2節 情報の共有化を進めるまちづくり

体系

- 1 情報技術の活用の推進
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
- 4 情報公開・情報提供の推進
- 5 個人情報保護の推進

動向と課題

- 1 情報技術の急速な発展により、容易に情報を共有することができるようになってきました。行政情報の共有化は、市民参画と協働を進める上での前提となるものであり、自治の基本です。誰もがまちづくりに参画できる条件を整えるためには、使いやすい情報技術や多様な広報媒体の活用による情報提供を進める必要があります。また、情報管理において安全対策を講じる必要があります。
- 2 情報の公開は、市民の知る権利を保障することであり、公正で透明な市政の執行を図る上で欠くことができないものです。また、市民生活に必要な情報とともに市政に関する多様な情報を適時・有効に活用できるよう積極的に提供する必要があります。
- 3 情報の共有化にあたり、個人情報の適正な取扱いが強く求められています。情報の提供者として、また、情報の管理者として行政の果たすべき役割がますます大きくなる中で、市民、事業者をまきこんで個人情報の保護を推進しなければなりません。

基本方向

- 1 新たな情報技術の活用を図るとともに、情報通信ネットワークを利用し必要な情報を共有することができる総合的なネットワークシステムの構築をめざします。

- 2 情報公開制度の推進により、市民の知る権利を保障します。また、市民生活に必要な情報を多様な広報媒体を用いて積極的に提供します。
- 3 個人情報について、自己の情報の開示、訂正等の権利を保障するとともに、収集、管理等にあたっての適正な取扱いを確保します。

計画

- 1 情報技術の活用の推進
多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの充実をめざし、情報技術を活用した行政サービスの効率化や高度化を図ります。
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
情報通信機器の利用による格差をなくし、広く市民が活用できるよう、情報通信ネットワークの基盤整備を進め、市民、事業者、行政の共有財産である行政情報や地域情報の共有化を進めます。
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
ますます高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報等の情報資産を守るため、適切な安全対策を講じるとともに、その継続的な評価と見直しを図ります。
- 4 情報公開・情報提供の推進
行政の透明性を高めるため、情報公開制度による情報の公開を進めます。
さらに、日常の市民生活に必要な情報とともに、地域情報やコミュニティ活動など市民の自主的な活動にかかる情報についても、積極的な提供を行います。
情報提供の場としての閲覧コーナーの充実を図るとともに、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョンなど、それぞれの広報媒体の特性を生かした活用と充実を図ります。
- 5 個人情報保護の推進
行政が保有する個人情報の適正な取扱いや自己情報の開示、訂正等の権利保障を徹底するととも

に、市民や事業者にも個人情報の適切な取扱いを
広めていきます。

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第3節 市民参画によるまちづくり

体系

- 1 市民参画の推進
 - (1) 市民参画の手法の整備と充実
 - (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進
- 2 広聴活動の充実

動向と課題

- 1 地方自治の本旨である市民自治を前進させ、自立のまちづくりを進めるためには、市政への市民参画と協働が基本です。市民の市政への参画を促し、市民との協働によるまちづくりに向けて市民がより主体的に参画できる仕組みをつくることが重要です。
- 2 市民の英知とエネルギーを生かしながら、施策を効果的に実施するためにも、また、今後ますます重要となってくる身近な地域レベルのまちづくりを進めていく上でも、幅広い市民の参画と市民との協働が不可欠となってきています。今後も、参画と協働のあり方について、市民と共に議論を深めていく必要があります。
- 3 市民参画と協働により市民本位の市政を推進する上で、市民のニーズを把握する広聴活動は、その基礎となります。少子・高齢化、情報化や国際化の急速な進展などの社会変化に伴い、市民の市政に関する意見や要望、相談などの内容は、多岐にわたってきています。それらを市政に反映させる広聴活動や的確に対応できる相談業務の充実が求められています。

基本方向

- 1 市政への市民参画を促し、市民の意見や要望を効果的に市政に反映させるシステムづくりを進め、市民に身近な行政の展開をめざします。
- 2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映で

きるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民の生活上の諸問題に多面的に応じることができるよう相談業務の充実を図ります。

計画

- 1 市民参画の推進
 - (1) 市民参画の手法の整備と充実
多様な手法により行政への市民参画を進めるため、パブリックコメント制度など市民の意見を反映するための制度の整備を図ります。また、市民、事業者、行政の役割分担の視点に立ち、市民参画の下で事業の実施に努めます。さらに、行政評価を行い、その結果のより分かりやすい公表に努めます。
 - (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進
地域における諸課題の解決に向けた取組の推進を図るため、市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。
- 2 広聴活動の充実
市政に対する市民の要望等を施策に反映するため、市長との懇談会や定期的な市民意識調査、市政モニター制度など幅広く市民の意見を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図ります。また、市民ニーズの変化に対応できる相談業務の充実を図ります。

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

体系

- 1 環境汚染防止対策の推進
 - (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進
 - (2) 自動車公害防止対策の推進
 - (3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止
 - (4) 環境監視体制の充実
 - (5) 公害健康被害者の救済
- 2 快適な生活環境の確保
 - (1) 生活型公害防止の啓発
 - (2) 環境美化の推進
 - (3) 日照障害・電波障害対策
 - (4) ヒートアイランド対策
 - (5) 環境衛生の充実

動向と課題

- 1 事業活動に伴う公害については、公害関係法令の整備などの対策が講じられてきていますが、近年は、ダイオキシン類に代表される有害化学物質による新たな環境汚染が問題となっています。

また、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、近隣における生活騒音など、都市部の市民生活に起因する都市・生活型公害が顕在化してきています。
- 2 空き缶・たばこなどのごみのポイ捨てや不法看板の設置などが市内のさまざまな場所で多くみられ、生活環境に大きな影響を与えています。
- 3 土地の高度利用が進む中、中高層建築物の建築が増加しており、これに伴う日照障害・電波障害などの問題が発生していることから、これらの未然防止を図る必要があります。
- 4 近年、地表面のアスファルト舗装の普及、建物の高密度化、人工廃熱の増大が進む中、都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が大阪府域で認められ、夜間の高温化をもたらすなど生活環境に影響を及ぼしていることから、この現象を緩和するための総合的な対策が求められています。

基本方向

- 1 事業活動に伴う公害の発生を未然に防止し、市民の健康を守るため、公害関係法令に基づき規制や指導の強化を図るとともに、自動車交通量の抑制や自動車排出ガスの削減のための各施策を推進し、大気汚染物質や騒音の低減を図ります。

また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による環境汚染については、事業者とともにその未然防止に取り組みます。

さらに、環境監視体制を充実させ、そのデータを施策に反映させて環境汚染物質の低減化を推進します。
- 2 生活騒音や生活排水などの生活型公害に対し、防止を図るための必要な啓発を行うとともに、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民や事業者と連携し、快適な生活環境を確保するための対策を推進します。

また、ヒートアイランド現象を緩和するため、市民、事業者、行政が連携した総合的な対策を推進します。

計画

- 1 環境汚染防止対策の推進
 - (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進

事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「騒音規制法」などに基づき、規制や指導の強化、徹底を図ります。
 - (2) 自動車公害防止対策の推進

自動車交通量の抑制、ディーゼル排ガスの規制強化等の発生源対策や、道路構造の改良等の沿道環境改善について、国や関係機関に働きかけるとともに、ノーマイカーデー運動、アイドリング・ストップ運動等の啓発事業や、天然ガス自動車等の低公害車の普及促進など、市として取り組むこ

とができる自動車公害防止に係る施策を積極的に推進します。

(3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類等の有害化学物質の排出削減を指導するとともに、未規制化学物質などの使用実態、環境に及ぼす影響等を調査し、事業者とともに環境汚染の未然防止に取り組みます。

また、「遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の運用により、遺伝子組換え実験の実施に伴う環境への生物による影響の未然防止に努めます。

(4) 環境監視体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音などの状況を的確に把握し、環境悪化を未然に防ぐとともに、環境保全を図るため環境監視体制の充実を図ります。

(5) 公害健康被害者の救済

公害認定患者に対する事業及び特定地域の大气汚染特定疾病患者に対する医療費助成を継続し、市内在住のぜん息児や呼吸器系疾病患者対象の健康被害予防事業の充実を図ります。

2 快適な生活環境の確保

(1) 生活型公害防止の啓発

生活騒音等の身近な生活環境をめぐる問題についての解決を図るため、近隣間の生活マナーの向上について啓発を行います。

また、水環境をよくするために、市民や事業者とともに、講演会などの啓発事業を推進します。

(2) 環境美化の推進

市民、事業者、関係機関と連携を図り、違法屋外広告物の撤去活動やポイ捨て等の防止の啓発に努め、環境美化活動を推進します。

(3) 日照障害・電波障害対策

中高層建築物の建築に伴う日照障害・電波障害などの問題について、関係者の相互理解により解決できるように努めるとともに、紛争を未然に防止するよう指導に努めます。

(4) ヒートアイランド対策

市域におけるヒートアイランド現象の実態把握に努めるとともに、大阪府との連携を図りながら、省エネルギーや緑化の推進、雨水浸透施設の設置の促進など市民、事業者、行政が一体となった各

種対策を推進します。

(5) 環境衛生の充実

ねずみ、蚊、はえ及び不快害虫の駆除や狂犬病予防対策などに努めるとともに、雑草などが繁茂している空地について、空地所有者に対して適正管理を促します。

また、市立火葬場については、周辺環境に十分配慮した施設の整備に努めます。

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第2節 自然と共生するまちづくり

体系

- 1 自然とのふれあい空間の保全と創造
 - (1) 生き物の生息空間の確保
 - (2) 身近な緑や水辺の保全と創造
 - (3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実
- 2 自然環境保全意識の普及・啓発
 - (1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用
 - (2) 自然保護活動への支援

動向と課題

- 1 開発事業による緑の減少など都市化の進行により、日常生活における人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきましたが、自然は、やすらぎとうおいを与えるなど人間生活にとって必要不可欠なものです。

貴重な自然環境を育み次世代に引き継ぐため、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めるとともに、市民の自然に関する理解や関心を深めることが必要となっています。

基本方向

- 1 生き物の生息空間の確保を図り、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めます。
- 2 自然環境保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図り、市民、事業者などの自主的な活動の促進に努めます。

計画

- 1 自然とのふれあい空間の保全と創造
 - (1) 生き物の生息空間の確保

市内の生き物の生息実態を把握し、それらの生態系を守るため、多くの生き物の生息している地

域の保全に努めます。

(2) 身近な緑や水辺の保全と創造

市街地にある樹林地、農地などの緑地の保全や、緑の機能、地域の特性を生かした緑化推進を図るとともに、市民、事業者の主体的な緑化活動を支援する仕組みの整備を図ります。また、開発事業に際し、事業地内の豊かな緑の確保が図られるよう、誘導に努めます。

さらに、水辺の持つ多様な生き物の生息空間としての機能を生かしながら、自然とふれあうことができる水辺空間の整備を進めます。

(3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

多様な生き物の生息空間を確保することができるよう、緑のネットワークルートを活用しながら、身近な公園や緑地を中心として、河川やため池等の貴重な自然をつなぎ合わせます。その中で、地域の特性に応じた花と緑、水に親しめる散策コースを選定し、拠点となる施設の充実を図ります。

2 自然環境保全意識の普及・啓発

(1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用

自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、市民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

(2) 自然保護活動への支援

市民、事業者などの自主的な自然保護活動への支援に努めます。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第1節 安全なまちづくり

体系

1 防災

- (1) 市街地の防災環境整備
- (2) 防災体制の確立
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 地域防災計画の充実

2 防犯

- (1) 防犯環境の整備
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 防犯意識の高揚

3 消防

- (1) 消防体制の整備・充実
- (2) 火災予防の推進
- (3) 警防活動の充実
- (4) 救急活動の充実

動向と課題

- 1 今世紀前半での発生が予想されている東南海・南海地震をはじめ、台風や集中豪雨など、大きな被害をもたらす災害の発生が懸念されています。都市構造の変化や高齢化が進む中で、丘陵部と低地部からなる地勢を持つ本市でもこのような災害が発生すると、被害が広範囲に及ぶことも予測されます。このため、災害の未然防止と、被害を最小限度に止めることができるよう、都市の防災機能の強化や、ライフラインの確保、防災体制の強化・充実を図ることが求められています。さらに、阪神・淡路大震災の教訓から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域防災の基本に立ち、市民の防災意識の高揚や、地域における自主的な防災活動の促進を図る必要があります。
- 2 人口の高齢化や女性の社会進出により、昼間の地域社会では高齢者と子どもの比率が高くなりつつあります。また、他人の生活に干渉しないという意識が地域の人間関係を希薄にしていることが

ら、災害発生時における、高齢者や障害者等の要支援者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実が必要になっています。

- 3 地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。本市では、「大阪府安全なまちづくり条例」の制定を受け、「大阪府吹田警察署安全なまちづくり協議会」を発足させ、警察、事業者、市民、民間団体、行政が一体となって、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりに努めています。今後さらに、防犯体制の確立を図り、家庭、地域、関係機関が一体となって、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。
- 4 社会経済活動や市民の生活行動が多様化する中で、予想し難い災害が発生する危険性が拡大しています。また、科学技術の高度化に伴い、放射性物質など危険物質による特殊災害の潜在的発生要因が多くなっています。これらの災害や、地震、風水害などの大規模災害に的確に対応できる体制の確保が必要です。特に阪神・淡路大震災での貴重な経験や教訓等を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的にするためには、災害活動拠点の整備や広域消防相互応援体制のいっそうの充実を図る必要があります。
- 5 救急に対する需要は年々増加の傾向にあり、また、救急救命処置に関しては高度化が求められています。このような状況を踏まえ、救急活動体制や救急隊員の知識や技術を維持向上するため、関係機関における実習・研修等の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 市民との協働による安心・安全のまちづくりは、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、関連する施策の体系化を図り、市民、事業者の協力の下に総合的かつ計画的に推進していきます。

- 2 災害時における市民生活の安全を確保するため、都市防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。また、災害時に迅速かつ確な対応ができるよう、防災システムの整備確立や、救援体制の充実などを図り、防災体制の確立をめざします。さらに、市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成を促進し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 3 犯罪のないまちをめざして、市民や関係機関と連携して、各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 4 各種災害に即時対応できる消防体制を整備するとともに、火災等の防ぎょ活動に必要な消防車両、装備、消防水利や消防指令通信システムの整備・充実を図ります。また、火災予防活動を展開し、市民、事業所などにおける防火意識の高揚と防火防災体制の確立を図ります。
- 5 救命率向上のため、救急救命士の養成、教育、救急資機材の整備を行い、医療機関をはじめ市民を含めた病院前救護体制の充実に努めます。

計画

1 防災

(1) 市街地の防災環境整備

都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、都市基盤施設の防災機能の強化に努めるとともに、防災空間の整備や木造密集市街地の整備により防災性の向上を図ります。

(2) 防災体制の確立

防災の中核拠点としての防災センターの建設計画を推進するとともに、他市町村との相互応援・協力体制の充実を図ります。また、市民や関係機関に防災情報を提供するシステムの確立に努めます。さらに、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めます。

(3) 地域防災力の向上

地域において防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用した防災講座の開催に努め、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害発

生時において、高齢者や障害者等の要支援者への対応が的確に行われるよう地域との連携・協力体制の確立に努めます。また、市民の防災意識をいっそう向上させるため、日頃から啓発活動に努め、関係機関と市民の参加と協力を得て合同防災訓練を実施します。

(4) 地域防災計画の充実

地域防災の基本となる地域防災計画を定期的に見直し、地震や風水害、危険物質による特殊災害等の災害発生時に迅速かつ確な対応ができるよう充実を図り、推進に努めます。

2 防犯

(1) 防犯環境の整備

街頭犯罪防止のため、道路や公園など多くの市民が利用する公共施設については、犯罪面にも考慮した整備に努めます。また、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置等により道路の照度を高めます。

(2) 防犯体制の充実

自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などの地域の諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの保護活動等を通じて、安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。

(3) 防犯意識の高揚

警察、防犯協議会等と連携して街頭キャンペーンの実施や地域の犯罪、防犯に関する情報の提供等により市民の防犯意識の高揚に努めます。

3 消防

(1) 消防体制の整備・充実

消防職団員の資質の向上を図るとともに、効果的な人員配置をすることにより組織力を強化し、各種災害に対応できる機動力ある組織を確立します。また、消防署所の適正配置及び改修、耐震化等を図り、災害活動拠点となる消防施設の安全性を確保するとともに災害対応能力を向上させます。

(2) 火災予防の推進

効果的な査察の実施と指導により防火管理の徹底を図るとともに、高齢者を対象とした住宅防火診断を実施するほか、住宅用防災機器の設

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

体系

- 1 総合的な都市整備の推進
 - (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
 - (2) 適切な土地利用の誘導
 - (3) 都市機能の向上と市街地の整備
 - (4) 福祉のまちづくりの推進
 - (5) 吹田操車場の跡地利用
- 2 緑豊かな安心して遊べる公園整備
 - (1) 特色のある公園・緑地の整備
 - (2) 公園施設の整備と維持管理
 - (3) 市民との協働による公園管理
- 3 誰もが安全で快適な交通環境づくり
 - (1) 交通バリアフリーの推進
 - (2) 違法駐車防止
 - (3) 自転車の放置防止
 - (4) 交通安全施設の整備
 - (5) 交通安全教育の推進
- 4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり
 - (1) 歩行者・自転車優先のまちづくり
 - (2) 総合交通体系の確立
- 5 安全で快適な道路整備
 - (1) 都市計画道路の整備
 - (2) 道路機能の整備
 - (3) 道路機能の管理・維持
 - (4) 環境整備・安全対策の充実
- 6 上水道の整備
 - (1) 水源の有効利用
 - (2) 水質の適正管理
 - (3) 浄配水施設の計画的な整備
 - (4) 給水方法の改善
 - (5) 水の適正利用
- 7 下水道の整備
 - (1) 下水道管等の充実
 - (2) 下水処理場・ポンプ場の充実
 - (3) 総合的な雨水対策の推進
 - (4) 流域下水道の整備

(5) 良好な水環境の形成

動向と課題

1 本市は、計画的な都市基盤の整備に努める中で、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。また、大学や医療機関、高度な学術研究施設が整ったまちとして発展を続け、江坂駅周辺では商業・業務機能の集積が進みました。しかし、少子・高齢化の進行や地球環境問題の深刻化、商業・業務機能の停滞など多くの課題を抱えており、中心市街地の活性化や既存住宅地での計画的な更新、修復に取り組んでいく必要があります。

また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を持って、新たな市民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境にも配慮した取組などを進め、暮らしに安心と快適性をもたらすとともに、市街地の活性化を図り、個性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

2 都市化の進行に伴い、人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきました。一方、市民意識調査によると、多くの市民は「緑地や水辺などの自然環境が保全されたまち」「道路や公園が整備されたまち」を望んでいます。

公園は自然と親しめる身近な場として大きな役割を果たすものであり、自然とふれあえる場、スポーツが楽しめる場、四季折々の花や木を鑑賞できる場などの特色のある公園づくりを進めることが求められます。また、地震などの災害時に、市民の避難や救援・救助活動に役立つよう整備を図る必要があります。

3 わが国の高齢化は世界に例をみないスピードで進行しており、本市でも本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者の社会参加の機会も増大しています。

誰もが安心・安全に生活できる社会の実現に向けて、高齢者や障害者等に配慮した施設の整備や

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

- 5 都市計画道路は、周辺景観との調和や沿道環境に配慮しながら事業中の路線を早期に完成するとともに、事業化予定路線の早期着手に努めます。
また、各種道路の役割分担を明確にし、地域の特性に応じた道路機能を検討しながら都市環境・景観の改善に努めるとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できる道路整備をめざします。
- 6 より安全で良質な水道水の安定給水のために、水質管理の強化及び浄配水施設の整備を進めます。
- 7 「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水処理の水質向上を図るとともに、合流式下水道の雨天時の対策を進めます。また、処理水や汚泥等の有効利用を図ります。
浸水被害の実態を踏まえ、計画的に雨水施設の整備を推進し、浸水に対する安全度の向上を図ります。また、都市における良好な水環境を確保するため、雨水浸透などの施策の推進に努めます。

計画

- 1 総合的な都市整備の推進
 - (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな情報やノウハウを提供し、市民、事業者、専門家との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、地域の特性を生かした活力のあるまちづくりを推進します。
 - (2) 適切な土地利用の誘導
調和のとれた有効かつ利便性の高い土地利用を図るため、規制・誘導等諸制度の総合的な運用に努めます。
 - (3) 都市機能の向上と市街地の整備
市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環境の向上、商業・業務機能の活性化、公共空間の創出や交通機能の改善など、これからの社会経済動向を見据えた都市機能の再整備を図ります。
 - (4) 福祉のまちづくりの推進
社会生活を送る上でハンディキャップを持った人を含めたすべての人が不自由なく安心して移動できるよう、公共施設や公共空間のバリアフリー化に努め、誰もが互いに支え合いながら社会生活を送れるまちづくりを推進します。
- 2 緑豊かな安心して遊べる公園整備
 - (1) 特色のある公園・緑地の整備
「みどりの基本計画」に基づき、緑の整備目標の確保に向け計画的に公園・緑地の整備を市民参画の下で行います。また、樹林や竹林などの資源及び歴史的な環境も活用しながら、すべての人が四季折々の豊かな緑とふれあえ、親しみ、やすらぎを実感できる公園づくりを進めます。
 - (2) 公園施設の整備と維持管理
誰もが使いやすく快適で安心して遊べる公園となるよう、施設の整備と適正な維持管理に努めるとともに、利用マナーの向上について啓発に取り組みます。
 - (3) 市民との協働による公園管理
身近な公園の管理を市民との協働により行うため、コミュニティづくりと活動の支援に努め、地域に愛される公園づくりを進めます。
- 3 誰もが安全で快適な交通環境づくり
 - (1) 交通バリアフリーの推進
駅舎や駅前広場等においては、公共交通事業者と連携しバリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進するとともに、歩道等においても、バリアフリー基準に適合した整備に努めます。
また、バリアフリーに対する認識を深めるための啓発や教育等に取り組みます。
 - (2) 違法駐車防止
「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車の一掃に向けた指導や啓発に取り組み
- 5 (5) 吹田操車場の跡地利用
吹田操車場の跡地利用は、大阪都心部への近接性や周辺部における大学、学術研究、医療機関といった高度な都市機能の集積など、恵まれた立地特性を最大限に生かし、本市のみならず広域的な利用も視野に入れ、周辺地域との調和や居住環境の向上、緑豊かな公共空間の創出など、魅力的で独自性のあるまちづくりを市民参画の下で進めます。

ます。また、駐車場が不足する地域では公共施設などを利用した有料による駐車場の整備に努めます。

(3) 自転車の放置防止

自転車利用者のマナーの向上を図り、レンタサイクルの活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協働し路上放置の解消に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、周辺環境やデザインにも配慮した整備に努めます。

(5) 交通安全教育の推進

学校や地域などにおける交通安全教育の推進によって交通安全意識の啓発に努めます。

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

(1) 歩行者・自転車優先のまちづくり

歩道や自転車歩行者道の整備を進めるとともに、ネットワーク化についても検討します。また、駅周辺での自転車駐車場整備や商業集積地での自転車対策を行い、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めます。

(2) 総合交通体系の確立

交通需要マネジメント施策の実施や、交通結節点の利便性向上を行うことにより、公共交通の利用を促進するとともに、自動車交通量を抑制し、交通渋滞や環境問題の解消に努めます。また、交通の不便な地域においては、環境や交通弱者に配慮した移動手段について検討します。

5 安全で快適な道路整備

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路は、国道・府道との広域的な道路ネットワークの形成をめざし、地域間を結ぶ円滑で機能的な移動空間として、また災害時の防災空間として整備を進めます。

(2) 道路機能の整備

道路機能の向上を図るため、高齢者や障害者などすべての歩行者、自転車が安全で快適に利用できる交通機能の充実と、道路緑化や景観に配慮した舗装など魅力的な空間の創出に向け、

地域の状況に応じて整備を進めます。また、電線の地中化についても検討を進め、更なる空間機能の充実をめざします。

(3) 道路機能の管理・維持

適正な道路管理のため、橋梁の耐震補強をはじめ、道路施設の更新・補修を計画的に行い、安全性、機能性の保持に努めるとともに、災害時の情報通信網などライフラインの安全性の向上を関係機関に働きかけます。

(4) 環境整備・安全対策の充実

高速自動車道、国道・府道の沿道環境整備対策や安全対策の充実を道路管理者に働きかけます。

6 上水道の整備

(1) 水源の有効利用

自己水源の確保と有効利用及び大阪府営水道からの受水による安定給水に努めます。

(2) 水質の適正管理

水質の保全に向けて関係機関との連携に努めるとともに、水質管理の強化や小規模受水槽(有効容量10以下)の調査・点検により適正管理を図ります。

(3) 浄配水施設の計画的な整備

安定した給水を確保するため、上水道施設等整備事業により、各施設の更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

(4) 給水方法の改善

直結(増圧)給水のいっそうの普及に向け条件整備を進めます。

(5) 水の適正利用

計画的な漏水調査及び漏水防止作業により有効率の向上を図るとともに、浄配水システムの充実により水の適正・有効利用を図ります。

7 下水道の整備

(1) 下水道管等の充実

下水道管の適切な維持管理を行うため、下水道台帳の充実に努めるとともに、既存施設の改築・更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

また、暫定的な処理地域等については、下水道計画に整合させるための整備を図ります。

(2) 下水処理場・ポンプ場の充実

下水処理場及びポンプ場については、老朽化した施設・設備の計画的な改築、更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。また、放流水質の向上のために、合流式下水道の改善と高度処理を実施するなど、下水処理場・ポンプ場の充実を図ります。

さらに、下水汚泥の再資源化をいっそう推進するとともに処理水の再利用を図ります。

下水処理場の拡張整備においては、敷地内に水・緑環境の創出を図り、周辺環境への配慮や多目的利用が図られるよう努めます。

(3) 総合的な雨水対策の推進

雨水対策を推進するために、河川事業との連携を図りながら、効率的な雨水施設整備に努めるとともに、雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の設置を促進し、総合的な対策を図ります。

なお、浸水被害の発生地域においては、雨水施設の能力増強の整備を重点的、計画的に進め、被害の軽減を図ります。

(4) 流域下水道の整備

流域下水道幹線の未施工箇所を早期完成と、処理施設の高度化の推進を関係機関に要望します。また、流域下水道と公共下水道の今後のあり方について検討します。

====

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第3節 良好な住宅・住環境づくり

体系

- 1 多様なニーズに対応した住宅の整備
 - (1) 総合的な住宅政策の推進
 - (2) 健康で安心して住める住宅整備
 - (3) 市営住宅における住環境の向上
 - (4) 分譲マンションへの支援
- 2 良好な住環境づくり

動向と課題

- 1 本市の住宅・住環境をめぐるのは、千里ニュータウンなどの計画的住宅地での既存住宅の建替え、企業所有地や低層住宅地域の周辺での開発事業などによる住環境への影響が課題となっています。

住環境の保全と向上を図るためには、開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、各種の制度を活用しながら、市民の自主的なまちづくりを支援していくための仕組みづくりが求められています。
- 2 少子・高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、住宅に対する市民のニーズは、単に住戸規模の拡大に止まらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。このような新たなニーズに対応した住宅の供給や、多世代共生型の住宅など、多様化した住み方に合った住宅の供給を促進することが求められています。
- 3 今後とも本市が住宅都市として発展していくためには、住宅の機能更新を進めながら、居住ニーズの変化に対応した魅力と個性ある住まいづくりが求められています。

基本方向

- 1 多様で異なる市民のライフスタイルやライフス

テージに対応できる住宅に関する支援等を充実するとともに、各種制度を活用した総合的な住宅政策を推進します。

- 2 緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、福祉、保健、医療との連携を図りながら、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- 3 建築協定や地区計画などの制度の活用を図るとともに、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、開発事業に対するきめ細かな規制・誘導を進め、市民、事業者、行政の協働の下で、よりよい住環境づくりに努めます。

計画

- 1 多様なニーズに対応した住宅の整備
 - (1) 総合的な住宅政策の推進

「(仮称)住宅マスタープラン」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)に基づき、子育て世代をはじめ、市民の多様なニーズに対応した良好な住宅の供給を促進するとともに、地域の特性に応じた住宅・住環境の整備を図り、総合的な住宅政策を推進します。
 - (2) 健康で安心して住める住宅整備

高齢者や障害者が住みなれた地域で、健康で安心して住み続けられるよう、住宅施策と福祉施策との連携を図り、事業者と行政の協働による住宅の整備に努めます。
 - (3) 市営住宅における住環境の向上

老朽化した市営住宅については、「市営住宅ストック活用計画」に基づく建替事業・改善事業・維持保全等により、住環境の向上を図ります。
 - (4) 分譲マンションへの支援

分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替えを促進するため、アドバイザーの派遣、住宅相談窓口などの制度活用を推進するとともに、ニーズに応じた都市型住宅の誘導を図ります。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第4節 景観に配慮したまちづくり

体系

- 1 良好な都市景観の形成
 - (1) 総合的景観施策の展開
 - (2) 自然景観の保全と育成
 - (3) 地域の景観資源の保全と活用
 - (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成
- 2 景観形成への啓発・支援
 - (1) 景観意識の向上
 - (2) 景観形成活動への支援

動向と課題

- 1 近年、人びとの価値観は量より質を求めるものへと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められてきています。このような背景の下、良好な景観の形成を促進するため、平成16年(2004年)に「景観法」が制定されました。
- 2 市民意識調査によれば、多くの市民が「現在の場所に住み続けたいと思っている」と答え、高年齢の市民、居住年数の長い市民に強い定住意向が表れています。また、自分の住む地域に対する関心もますます高まっています。
- 3 本市では、大規模な土地の開発などに伴い、長い時間を経て形成されてきたまちなみや、都市にうるおいを与える緑地、歴史的景観資源が喪失し、その一方では新しいまちなみが誕生しています。また、景観に関する市民の活動も活発になり、みどりの協定や里親道路、アドプトロードなど地域に密着したさまざまな活動が行われています。
- 4 景観はさまざまなもので構成され、自然、歴史などを含んだ地域の文化を表すものであり、市民共通の資産です。

良好な都市景観の形成には市民、事業者、行政の協働が重要であり、地域の自然と歴史とが織りなしてきた景観と新しくつくられる景観が調和す

るように努め、個性と魅力あふれる都市景観をまもり、つくり、そだて、まちに対する誇りと愛着を高めていくことが必要です。

基本方向

- 1 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のすべてに快適な都市空間の実現を図るため、地域の特性を生かし、市民、事業者、行政、専門家等がそれぞれの役割の下、協働して良好な都市景観の形成に努めます。また、市民共通の資産としての景観の向上を図り、次世代に継承していくことができるよう、魅力あふれる美しいまちづくりに努めます。
- 2 景観形成に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、市民や事業者による景観形成活動への支援に努めます。

計画

- 1 良好な都市景観の形成
 - (1) 総合的景観施策の展開

景観行政の姿勢をより明確にするため、「(仮称)都市景観条例」を制定し、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
 - (2) 自然景観の保全と育成

丘陵部に残されたまとまった緑地や河川空間などの資源の保全と活用に努め、市民にうるおいややすらぎを与える自然景観の育成に努めます。
 - (3) 地域の景観資源の保全と活用

歴史的景観資源をはじめとする地域の景観資源を保全・活用し、景観形成の誘導に努め、次世代に継承できる美しいまちなみづくりの推進を図ります。
 - (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

道路、公園などの公共空間や公共建築物の整備や機能更新においては、地域の特性、立地、

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

体系

- 1 商工業の活性化
 - (1) 魅力ある商業地づくり
 - (2) 都市型工業の振興
 - (3) 人、もの、情報の交流機能の推進
- 2 商工業の新たな展開
 - (1) 生活支援型産業の振興
 - (2) 産業支援型サービス業の振興
 - (3) 起業家への支援
- 3 商工業を支える基盤づくり
 - (1) 人材の育成
 - (2) 組織活動の活性化
- 4 地域性を生かした都市農業の推進
 - (1) 都市農業の推進
 - (2) 新鮮で安全な農産物の供給促進
 - (3) 地産地消の推進
 - (4) 農業労働力の確保と育成
- 5 うるおいのある都市農業の推進
 - (1) 自然に親しめる機会の充実
 - (2) 快適な空間の形成
 - (3) 農業に対する市民の理解の促進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行や長引く不況など、市民生活をめぐる状況が変化している中で、産業は、市民の就労や所得の確保など、日々の暮らしを支える基盤であるだけでなく、市税収入を生み出す経済基盤でもあり、まちの活力を生み出しにぎわいをもたらすことから、その安定した発展が課題となっています。
- 2 本市は、大阪都市圏における住宅都市であるとともに、江坂周辺地域をはじめとして商業・業務機能が集積しており、都心的機能を一部担っています。良好な住宅都市としての基本的性格を保ちながら、複合型都市として発展していくためにも、

環境の保全や快適なまちづくりの視点に立った産業振興策の展開が求められています。

- 3 市内の事業所をみると、卸売・小売業、飲食店が事業所数で4割を超えており、次に多いサービス業を入れると全事業所の4分の3以上を占めています。全体としては卸売・小売業、飲食店の減少も含め事業所数が減る産業が多い中、運輸・通信業、サービス業の事業所数は増加傾向をたっています。

本市は大阪市に隣接しているという立地の良さから市南西部に、卸売・小売業、飲食店及び情報サービス産業が集積していますが、近年事業所の移転や閉鎖など変化が生じており、この地域の活性化が、本市の商工業の発展に大きく影響するものと思われます。他方、北部には先端技術を研究する大学など学術研究施設が立地し、新たな産業を創出する潜在力となっています。また、千里ニュータウンでは、ライフスタイルの変化や高齢化の進行の下で、全体的に身近な近隣商業施設が機能低下の傾向にあります。各種の施設が設置された役割を再評価しながら、今後、コミュニティ施設など幅広い世代のニーズにあった施設の設置を図るなど、新しい役割を持たせながら、近隣商業施設の活性化に向けて取り組んでいくことが求められています。

- 4 既存の商店街は、規制緩和による大型店の進出や、テレビ、インターネットなどを含む通信販売の台頭により、集客力が低下しています。また、店舗の老朽化や後継者の不足などで、商店街や小売市場では店舗数が減少し、空き店舗が増えるなどの傾向が現れています。

少子・高齢化、高度情報化、24時間型社会の到来などの社会変化に加えて、環境問題への意識の高まりや生活様式の変化など、消費者のニーズも変化し多様化しています。

商店街などの商業地は市民の日常生活の利便性と地域コミュニティを支える重要な基盤です。

中・大型店との共存のあり方について、事業活動に関する基本的事項を定めるなどの検討を行い、地域の特性を生かした商業地づくりや、消費者ニーズに対応した多様なサービスの提供を充実するなど、まちづくりの新たな視点で、その活性化を図っていく必要があります。

- 5 製造業は、事業所数、年間出荷額ともに減少しており、全体として低迷傾向を示しています。工場の閉鎖や移転に伴い宅地化が進む中で、既存の工場とその周辺地域とが調和した環境の整備を図っていくことが課題となっています。

今後は、本市が北大阪地域における大学・研究機関の集積地であることを生かし、技術開発や研究を産学連携で推進し、製品の開発など都市型工業としての新たな事業展開を図る必要があります。

また、市内外の事業者と、あるいは海外の企業との製品の仕入れや販売、情報や交流などの事業活動の促進を図ることが、市内製造業の振興につながると考えられます。

- 6 農業については、農家数、農業従事者のいずれも減少しており、農業従事者の高齢化と後継者不足、また、都市化の進展に伴う農地の減少や宅地等との混在化、農業用水や日照の確保、ごみ投棄の問題など農業経営を取り巻く生産環境は厳しい状況にあります。
- 7 農地の粗放化、遊休化は生産環境を悪化させるだけでなく、周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼすこととなります。農産物の生産基盤としての機能の維持を推進する一方で、環境保全、防災、景観維持など農地の持つ多面的な機能を活用した農地の保全に努めることにより、都市と調和したうおいのある農業を推進することが必要です。

基本方向

- 1 「新商工振興ビジョン」(平成17年(2005年)中に策定予定)に基づき、商工業の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を通して、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現をめざします。
- 2 地域の特性を踏まえ、まちづくりの新たな視点

で市民生活の利便性を高め、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるとともに、工業の高度化を支援し、生活環境と調和した都市型工業への展開を図ります。

- 3 サービス業などが充実するよう振興策を推進します。また、商工業の活力をいっそう高めるため、ベンチャー産業、コミュニティビジネスなどの起業を支援します。
- 4 市内商工業の組織活動の活性化を図るため、事業者や従業者、そのリーダーなどの人材の育成を支援します。また、組織、経営の近代化・効率化を図るため、情報通信技術の活用を検討している事業所等を支援します。
- 5 「農業振興ビジョン」の基本理念である都市と調和する農業の推進を図ります。
- 6 農地を遊休化することなく、農産物の生産意欲のある農家が継続して農業ができるよう、農業生産環境の整備を図るとともに、都市の貴重な緑の空間として農地の持つ多面的な機能を活用し、本市の農業の推進を図ります。

計画

1 商工業の活性化

(1) 魅力ある商業地づくり

商業地が、商品やサービスを提供する商業機能に加え、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持つことは、その活性化とまちのにぎわいにつながります。それぞれの商業地の個性を生かし、消費者に便利で快適な魅力ある商業地づくりを推進します。

(2) 都市型工業の振興

国際競争が本格化した時代に対応するため、企業相互の連携、産学連携を深め、新しい技術、製品の開発を促進するなど工業の高度化への支援を進めます。さらに、環境に配慮した事業活動を支援、促進し、都市型工業への展開を図ります。

(3) 人、もの、情報の交流機能の推進

地域や業種、世代間の交流活動を促進し、消費者との交流の機会を設定するとともに、商工

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第2節 就労を支援する環境づくり

体系

- 1 雇用・就労の支援
 - (1) 雇用対策の推進
 - (2) 労働関係情報の提供
- 2 勤労者福祉の充実
 - (1) 福利厚生事業の充実
 - (2) 余暇活動等の支援
- 3 労働条件の整備
 - (1) 労働相談の充実
 - (2) 職場環境の改善

動向と課題

- 1 平成12年(2000年)の「雇用対策法」の改正において、地方公共団体は、雇用に関する必要な施策を講ずる旨の規定が設けられました。国の施策や役割とともに市が担う役割として、地域における就職困難者等の雇用・就労の促進や、自立支援に向けた取組が必要となっています。
- 2 長引く不況を受けて景気は低迷し、完全失業率も依然として高い数値を示しています。派遣労働者や契約社員の増加など雇用形態が多様化し、労働環境が複雑化しています。また、フリーターやニートと呼ばれる若者が増えており、若者の就労支援に向けた施策が求められます。一方、団塊の世代と呼ばれる層が退職期を迎える中で、高齢者が就労を通して、いきいきと暮らせるように、雇用促進に向けた施策が必要となっています。
- 3 勤労者福祉共済制度のよりいっそうの充実を図るため、未加入事業所に対して加入促進を進めていく必要があります。また、勤労者の福祉の増進と雇用の安定に向けて、勤労者のニーズに対応し、福利厚生事業などをいっそう充実していくことが求められています。
- 4 厳しい社会経済、労働情勢の中、勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係、男女共

同参画社会の実現を図るためには、労働に関する法律の正しい知識と理解、認識を深めることが必要であり、そのためのきめ細かい労働施策の展開が必要です。

基本方向

- 1 急速な少子・高齢化、労働環境や就労形態の多様化、就労意識の変化に対し、関係機関と連携を図りながら、勤労意欲の醸成や職業能力の向上など雇用・就労の促進に努めます。
- 2 中小企業に働く勤労者の生活の安定と豊かな暮らしに向けて、勤労者福祉の充実に努めます。
- 3 勤労者の雇用の安定と地位の向上に向け、労働者に対する相談業務の充実に努めるとともに、事業所に対して職場環境の改善を働きかけます。

計画

- 1 雇用・就労の支援
 - (1) 雇用対策の推進
障害者、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などのさまざまな就労ニーズに対応するため、「地域就労支援計画」に基づき、コーディネーターによる職業相談を実施するとともに、雇用・就労につながる能力開発に努めます。
また、ハローワークなど関係機関と連携を図り、地域ネットワークを構築し、雇用・就労を促進します。
 - (2) 労働関係情報の提供
勤労者の安定した生活と福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら労働関係情報の提供に努めます。
また、労働に関する法律について三島地域における広域的・効果的なセミナーを開催し、労使関係の安定化と充実に努めます。
- 2 勤労者福祉の充実